

法律援助事業に関する規程

(平成十八年二月七日会規第七十七号)

改正 平成二十三年 二月 九日

(目的)

第一条 この規程は、法律援助事業及びそのための基金に関する基本事項を定めることを目的とする。

(事業の範囲)

第二条 本会は、次に掲げる法律援助事業(以下「実施事業」という。)を行う。

- 一 刑事被告人弁護援助事業
- 二 少年保護事件付添援助事業
- 三 犯罪被害者法律援助事業
- 四 難民認定に関する法律援助事業
- 五 外国人に対する法律援助事業
- 六 子どもに対する法律援助事業
- 七 精神障害者に対する法律援助事業
- 八 心神喪失者等医療観察法法律援助事業
- 九 高齢者、障害者及びホームレスに対する法律援助事業
- 十 その他の人権救済援助事業

- 1 -

(事業の方法)

第三条 実施事業の内容、援助の基準、援助する報酬の額その他の実施に必要な事項については、実施要綱により定める。

(事業の委託)

第四条 本会は、実施事業を日本司法支援センターに委託することができる。

(基金の設置)

第五条 本会は、実施事業その他法律援助事業のため法律援助基金を設置する。

(特別会計の設置)

第六条 法律援助基金に関する会計は特別会計とし、その年度は本会計に準じる。

(基金の収入)

第七条 法律援助基金の収入は、次に掲げるものとする。

- 一 会員からの法律援助基金のための特別会費
- 二 会員及び会員外からの寄付金
- 三 法律援助基金の運用によつて生じる利息等の収入
- 四 一般会計からの繰入れ

(基金の管理)

第八条 法律援助基金は、会長が管理する。

- 2 -

(基金の管理の方法)

第九条 法律援助基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の支出)

第十条 法律援助基金の支出は、次に掲げるものとする。

- 一 実施事業のための事業費及び事務費
- 二 実施事業のための他の特別会計への繰入れ
- 三 第四条の規定により事業を委託する場合の委託に要する委託事業費及び委託事務費

四 法律援助事業に関する弁護士会に対する補助金

2 前項第三号及び第四号に規定する支出については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(規則への委任)

第十一条 第七条第二号に規定する寄付金の取扱い及び法律援助基金の支出の額その他支出に関する事項は、規則により定める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月九日改正)

第七条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として一号を加える改正規定及び

第十一条の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。